

戸別所得補償制度がスタートします

転作実施者及び水稲作付者の皆様へ

この制度の交付金を受けるには年2回の手続きが必要となります。

- 手続き1回目（加入申請書提出） 5月18日～20日
- 手続き2回目（交付申請書提出） 10月～11月頃

※加入申請及び交付申請の受付については、例年同様に各地区の生活館・会館・担い手センターにおいて会場を設置する予定です。

米戸別所得補償モデル事業

○交付対象者及び交付要件

- ① 生産数量目標に即した生産を行った販売農家または集落営農
- ② 水稲共済加入者（未加入の場合は、21年産米の出荷・販売先との契約状況等が確認出来る書類が必要）
- ③ 米の作付面積が10a以上
- ④ 調整水田を有している方は、場合により改善計画が必要

○交付対象面積及び交付単価

- ① 水稲作付面積から一律10aを差し引いた面積
- ② 定額部分の交付単価は、①の面積×15,000円/10a（12月に支払）
- ③ 変動部分の交付単価は、平成22年度の販売価格が過去3年の販売価格を下回った場合にその差額をもとに算定（3月に支払）

※交付金については、国から直接支払われます。

水田利活用自給力向上事業

○交付要件

- ① 「麦、大豆、新規需要米、加工用米」は、播種前契約、販売契約等、実需者との出荷契約等が必要
・ 新規需要米の米粉用米、飼料用米は、新規需要米取組計画書または生産製造連携計画を作成し、国の認可が必要
・ 加工用米は、加工用米取組計画を作成し、国の認可が必要
 - ② 「飼料作物」は、利用供給協定及び計画書、自家利用計画書、作業報告書、販売契約書が必要
 - ③ 「その他作物」は、作付及び収穫を行うこと
- ※交付金は、国から直接支払われます。

○激変緩和措置の交付要件

- ① 平成21年度において産地確立交付金等による支援を受けている方
- ※北海道では、技術導入等の要件を設定される可能性があります、現時点では未定となっております。
※交付金は、国から直接支払われます。

○交付対象面積及び交付単価

(10a当たり)

	作物等	道調整単価	激変緩和単価	交付単価	旧単価	備考	
戦略作物	麦	38,000	次ページ参照				
	大豆	38,000					
	飼料作物	30,000					
	新規需要米	80,000					
	そば・なたね・加工用米	20,000					
その他作物	野菜	10,000					
	花き	10,000					
	てん菜・大豆以外の豆	15,000					激変緩和⇒てん菜・小豆を除く
	地力増進作物	4,000					
	景観形成作物	4,000					
	野菜以外の作物	4,000				花木等	

※調整水田は、助成対象外

※戦略作物の道調整単価以外の交付単価については、単価調整する場合があるので、記載されている金額以内となります。